

## 2023 年度 公益財団法人はくばく奨学基金 奨学生募集要項

### 1. 概要・条件

- (1) 公益財団法人はくばく奨学基金(以下「当財団」という。)は、山梨県内に所在している高等学校に在籍し大学進学を希望する学生に奨学金を給付すること等を通じ、社会に有用な人材及び地域の発展に貢献する人材の育成に寄与することを目的として設立されました。
- (2) 当財団の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他団体の奨学金との併給も可能です。

### 2. 全体採用予定人数

10名程度(2023 年度)

### 3. 奨学金の給付月額、期間

- (1) 月額…30,000 円 (支給スケジュールは「8. その他」(1)及び(2)を参照のこと)
- (2) 期間…原則として最長 4 年間。(1 年毎に継続判断を行う。継続支給のための要件等は「7. 奨学生の義務」を参照)  
\*奨学生に合格した場合で大学に進学しなかった場合には、その権利を 1 年間保持し、翌年大学に進学した場合に給付を開始する。また、2 年続けて大学に進学しなかった場合は、奨学生としての資格を失う。

### 4. 応募資格(次の各項の条件すべてを満たす必要があります)

- (1) 山梨県内所在の高等学校等に在籍する学生で、2024 年 3 月に高等学校等を卒業予定の者のうち大学への進学を希望する者(各校 1 名)
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 在学する高等学校の校長、指導教官等の推薦する者
- (4) 身体が健康である者
- (5) 父母又は家計を支えている方の 2023 年度(2022 年分)所得証明書に記載の収入・所得金額を合算した金額が以下に満たない者
  - ① 給与と所得のみの場合…給与収入金額 400 万円
  - ② 給与と所得以外の所得がある場合…総所得金額 300 万円

### 5. 提出書類等

- (1) 提出書類
  - ① 奨学生願書(別記様式第 1 号)**※申請者本人が記載してください**
  - ② 小論文※日本語(1,500 字程度。テーマは「私の夢・将来のビジョン」とする。)
  - ③ 成績証明書
  - ④ 2023 年度(2022 年分)所得証明書
  - ⑤ 推薦状(別記様式第 2 号)
  - ⑥ 大学在学証明書(2024 年 4 月大学入学後)

\*上記書類は、ホチキス留めせず、クリップでまとめてご提出ください。

- (2) 提出期限

2023 年 5 月 22 日(月)から 2023 年 6 月 30 日(金)までに下記「(3)書類提出先・問合せ先」までご提出願います。

### (3) 書類提出先・問合せ先

公益財団法人はくばく奨学基金 事務局(担当 望月)

山梨県中央市西花輪 4629

メールアドレス [mochizuki.tetsuya@hakubaku.co.jp](mailto:mochizuki.tetsuya@hakubaku.co.jp) 電話番号 090-4760-5877

\*当財団への書類の提出は、在学する高等学校の推薦する者に限り、高等学校を通じて行うものとします。学生本人からの直接の応募・書類提出は受け付けておりません。

## 6. 選考

(1) 書類選考及び面接により、総合的に勘案し決定します。面接選考予定日:2023年7月18日

(2) 奨学生の可否通知は、2023年8月5日までに高等学校を通じて本人に送付します。

## 7. 奨学生の義務

(1) 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表、在学証明書及び生活状況報告書(様式第3号)を代表理事に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければなりません。

(2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。

(3) 奨学生は、毎年実施される面談に出席を求められた場合は出席する必要があります。

(4) 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。

(5) 奨学生は、健康に留意し、学業に励み、奨学生としての責務を果たす必要があります。また、退学・休学したとき、停学その他の処分を受けたとき、学業成績が著しく不良になったとき、奨学金の給付を受けることを辞退したとき、大学の正規の修学期間での卒業の見込みがなくなったとき、その他奨学金の給付の目的を達成する見込みがなくなったとき等に該当する場合は、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。(当財団奨学金給付規程による)

## 8. その他

(1) 奨学生に決定した方に対しては、2024年4月分から奨学金の給付を行います。2024年4月に4・5・6月分、を一括して支給します。

(2) 奨学金は3箇月毎に3箇月分を併せて振り込むこととします。

(3) 応募書類は返却しません。

(4) 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めに拠ります。

(5) 奨学金は、奨学生が届け出た銀行等の口座に振込みます。口座の届け出方法については奨学金給付合格者に対して改めてご連絡致します。

## 9. 個人情報に関する取り組み

(1) 提供された個人情報は、「公益財団法人はくばく奨学基金個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に管理します。

(2) 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。

(3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当財団は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。

(4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、上記「5. (3) 書類提出先・問合せ先」に記載のメールアドレス又はお電話へお問合せください。

以上